

令和 3 年 度

事業概要



滋賀県食肉衛生検査所

〒523-0013 滋賀県近江八幡市長光寺町 1089-10

T E L (0748) 37-7037

F A X (0748) 37-5854

ホームページURL <https://www.pref.shiga.lg.jp/syokuniku/>

メールアドレス el30@pref.shiga.lg.jp

目 次

I . 食肉衛生検査所の概要	P. 1～6
II . と畜検査	P. 7～13
III . 試験検査・調査研究の概要	P. 14～15
1 . 牛海綿状脳症(BSE)に係る検査	
2 . 保留獣畜に係る検査	
3 . 獣畜(保留獣畜を除く)に係る検査	
(1)微生物検査部門	
(2)病理検査部門	
(3)理化学検査部門	
4 . 食の安全性確保のための調査研究事業	
IV . 外部検証および監視指導の概要	P. 16～17
1 . と畜場および関連施設	
2 . 食鳥処理施設等	
V . 研修等	P. 18
VI . 調査研究報告	P. 19

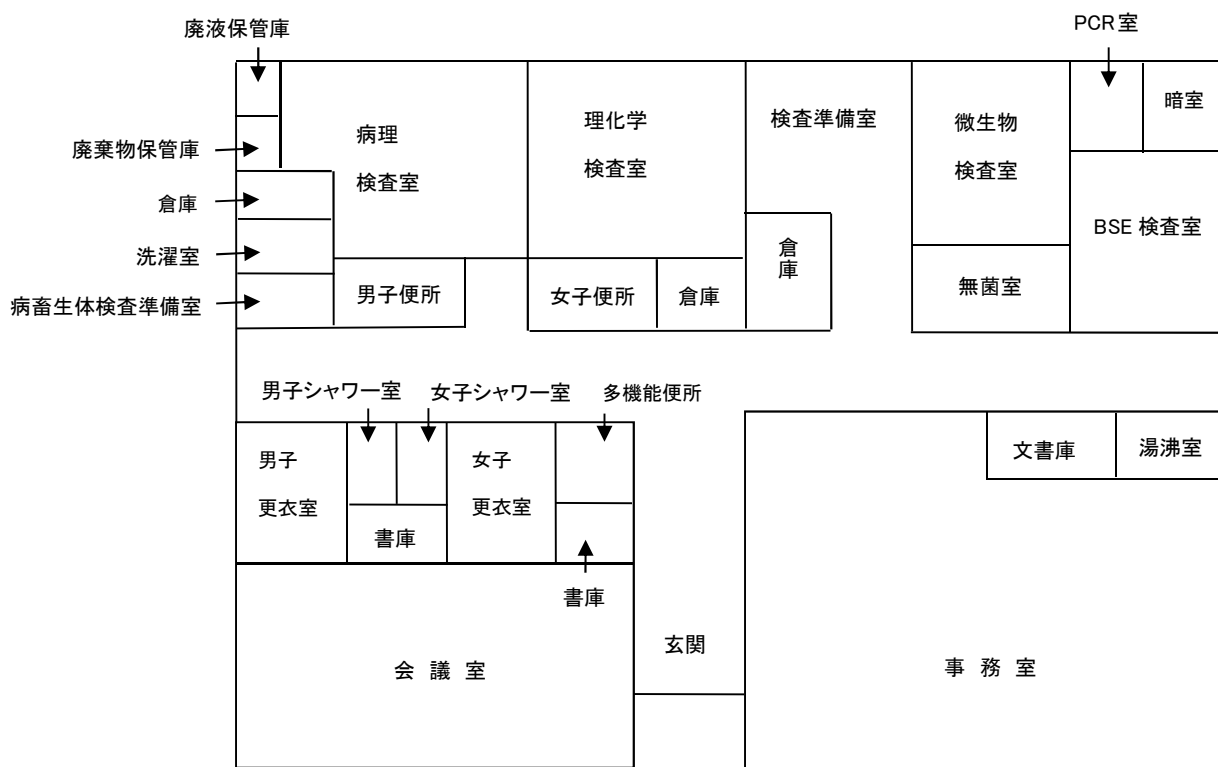
I. 食肉衛生検査所の概要

1. 沿革

- (1) 昭和 52 年 4 月 1 日：従来、各と畜場を所管する保健所の衛生課でと畜検査を実施していたが、検査の充実を図るため、一元化を行い近江八幡市武佐町 351-3、近江八幡市と畜場内事務所の一部（81.00 m²）を借用し、滋賀県食肉衛生検査所が設置された。
- (2) 昭和 55 年 3 月 25 日：庁舎が近江八幡市武佐町 348-1 に完成した。
- (3) 平成 4 年 4 月 1 日：食鳥検査を開始した。
- (4) 平成 7 年 4 月 1 日：豊郷と畜場が閉鎖された。
- (5) 平成 13 年 10 月 18 日：BSEスクリーニング検査を開始した。
- (6) 平成 19 年 3 月 23 日：京滋畜産(株)大津と畜場が閉鎖された。
- (7) 平成 19 年 3 月 31 日：近江八幡市と畜場が閉鎖された。
- (8) 平成 19 年 4 月 1 日：滋賀食肉センターが操業を開始した。
- (9) 平成 20 年 3 月 30 日：滋賀県食肉衛生検査所を近江八幡市長光寺町 1089-10 に新築移転した。
- (10) 平成 20 年 4 月 1 日：大規模食鳥処理場が認定小規模食鳥処理場へ変更したことに伴い、所管を変更した。（検査所から甲賀保健所に移管）
- (11) 平成 21 年 4 月 1 日：と畜場に併設する食肉処理施設の監視業務等を移管した。（東近江保健所から検査所に移管）
- (12) 平成 25 年 7 月 1 日：BSEスクリーニング検査対象を全頭から 48 か月齢超へ変更した。
- (13) 平成 28 年 4 月 1 日：食鳥処理場および併設する食品営業施設の監視業務等を移管した。
（保健所から検査所に移管）
- (14) 平成 29 年 4 月 1 日：BSEスクリーニング検査対象を 48 か月齢超から 24 か月齢以上で神経症状が疑われるものへ変更

2. 庁舎の概要

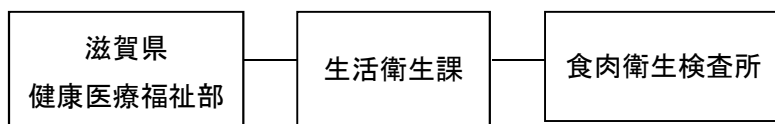
- (1) 位置: 近江八幡市長光寺町 1089-10
- (2) 建物: 庁舎、鉄骨造 平屋建 (500.00m²)
附属建物: 倉庫
- (3) 敷地面積: 1600.00m²



3. 管轄および所管対象施設

管轄区域は県下一円(大津市を除く)とし、1か所のと畜場および37か所の認定小規模食鳥処理場とそれに併設する食品関係営業施設を所管する。

4. 組織 (令和3年4月1日現在)



5. 構成人員（令和3年4月1日現在）

職名		事務	技術	計
所	長	-	1	1
次	長	-	1	1
副	主 幹	1	1	2
主	査	-	2	2
主	任 技 師	-	5	5
技	師	-	1	1
計		1	11	12

6. 業務の内容および範囲（令和3年4月1日現在）

(1) 業務の内容

滋賀県行政組織規則(昭和51年4月1日滋賀県規則第16号)

第9条 前2条に規定する地方行政機関または地方行政機関の課、係および支所の分業事務は、次のとおりとする。

食肉衛生検査所	(1)と畜業者、と畜作業員およびと畜場の衛生指導に関すること。
	(2) 獣畜のと畜検査および精密検査に関すること。
	(3) 食肉の試験調査および調査研究に関すること。
	(4) 統計調査および報告に関すること。
	(5) 食品衛生に関すること。
	(6) 食鳥処理および食鳥検査に関すること。

(2) 業務の範囲

滋賀県事務委任規則(昭和55年2月26日滋賀県規則第10号)

(食肉衛生検査所長への委任事項)

第9条 次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) と畜場法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の設置または変更の届出の受理
- (2) 同法第8条の規定による衛生管理責任者の解任命令
- (3) 同法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定による作業衛生責任者の設置または変更の届出の受理
- (4) 同法第10条第2項において準用する同法第8条の規定による作業衛生責任者の解任命令
- (5) 同法第13条第1項第1号の規定による獣畜のとさつの届出の受理および同条第3項の規定による取扱方法等の指示
- (6) 同法第14条の規定による獣畜の検査
- (7) 同法第16条の規定によるとさつ解体の禁止等の措置命令
- (8) 同法第17条第1項の規定による設置者等からの必要な事項の報告の徴収および立入検査
- (9) 同法第18条第2項の規定によると畜業者等に対するとさつおよび解体の業務の停止および禁止

命令

- (10) と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 4 条第 2 号の規定による獣畜のとさつ許可
- (11) 同令第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による牛の皮および卵巣ならびに獣畜の肉等の持出許可
- (12) 同令第 9 条の規定による検査に合格した肉等の検印
- (13) 滋賀県と畜場法施行細則（昭和 29 年滋賀県規則第 45 号）第 4 条の規定による管理者の設置または変更の届出の受理
- (14) 同細則第 6 条の規定によると畜業営業届出の受理
- (15) 同細則第 18 条第 2 項第 1 号に規定すると畜業の廃業届出の受理
- (16) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 7 条第 2 項の規定による牛の特定部位の使用および焼却免除の許可
- (17) 食品衛生法第 28 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定による営業者等からの必要な報告の徴収、営業の場所等への臨検、食品等の検査および食品等の収去（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (18) 同法第 30 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定による監視指導（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (18) の 2 同法第 58 条第 1 項（同法第 68 条において準用する場合を含む。）の規定による食品等の回収の届出の受理（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (18) の 3 同法第 58 条第 2 項（同法第 68 条において準用する場合を含む。）の規定による報告（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (19) 同法第 54 条（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定による食品、添加物、器具または容器包装の廃棄命令および食品衛生上の危害を除去するための必要な措置命令（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (19) の 2 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第 7 条第 1 項の規定により知事が行うこととされる同項各号に掲げる事務（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (20) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 3 条の規定による食鳥処理の事業の許可（同法第 16 条第 1 項の認定を受けた食鳥処理業者以外の食鳥処理業者（以下「大規模食鳥処理業者」という。）に係るものに限る。）
- (21) 同法第 6 条第 1 項の規定による構造または設備の変更の許可（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (22) 同法第 6 条第 3 項の規定による許可申請内容の変更または構造もしくは設備の軽微な変更の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (23) 同法第 7 条第 2 項の規定による承継の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (24) 同法第 8 条または第 9 条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消しおよび停止処分（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (25) 同法第 9 条の規定による食鳥処理場の整備改善命令および使用禁止処分（大規模食鳥処理業者に

係るものに限る。)

- (26) 同法第 12 条第 6 項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置または変更の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (27) 同法第 13 条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (28) 同法第 14 条の規定による食鳥処理場の廃止、休止または再開の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (29) 同法第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定による食鳥検査（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (29) の 2 同法第 16 条第 7 項の規定による確認状況の報告の受理
- (29) の 3 同法第 16 条第 9 項の規定による確認に関する技術的な指導および助言
- (30) 同法第 20 条の規定による衛生上危害を防止する措置
- (31) 同法第 37 条第 1 項の規定による食鳥処理業者等からの業務の状況の報告の徴収
- (32) 同法第 38 条第 1 項の規定による食鳥処理場等への立入検査および食鳥とたい等の収去
- (32) の 2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 57 号)第 15 条第 2 項の規定による輸出証明書(牛肉に関するものに限る。)の発行
- (33) 滋賀県食の安全・安心推進条例第 13 条第 1 項および第 2 項の規定による健康被害情報等の報告の受理（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (34) 同条例第 14 条第 1 項後段および第 3 項の規定による自主回収の着手の報告の受理（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (35) 同条例第 14 条第 4 項の規定による自主回収の終了の報告の受理（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (36) 同条例第 15 条第 1 項の規定による必要な措置の勧告（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (37) 同条例第 16 条第 1 項の規定による体制の整備の命令（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）

7. 予 算（令和3年度決算額）

(1) 歳入

科 目	決算額（円）
と畜検査手数料	3,841,460
輸出食肉衛生証明手数料	97,200

※手数料 滋賀県使用料および手数料条例第2条

と畜検査手数料:牛、馬（子馬を含む）一頭につき 460 円

とく、豚、羊、山羊 一頭につき 230 円

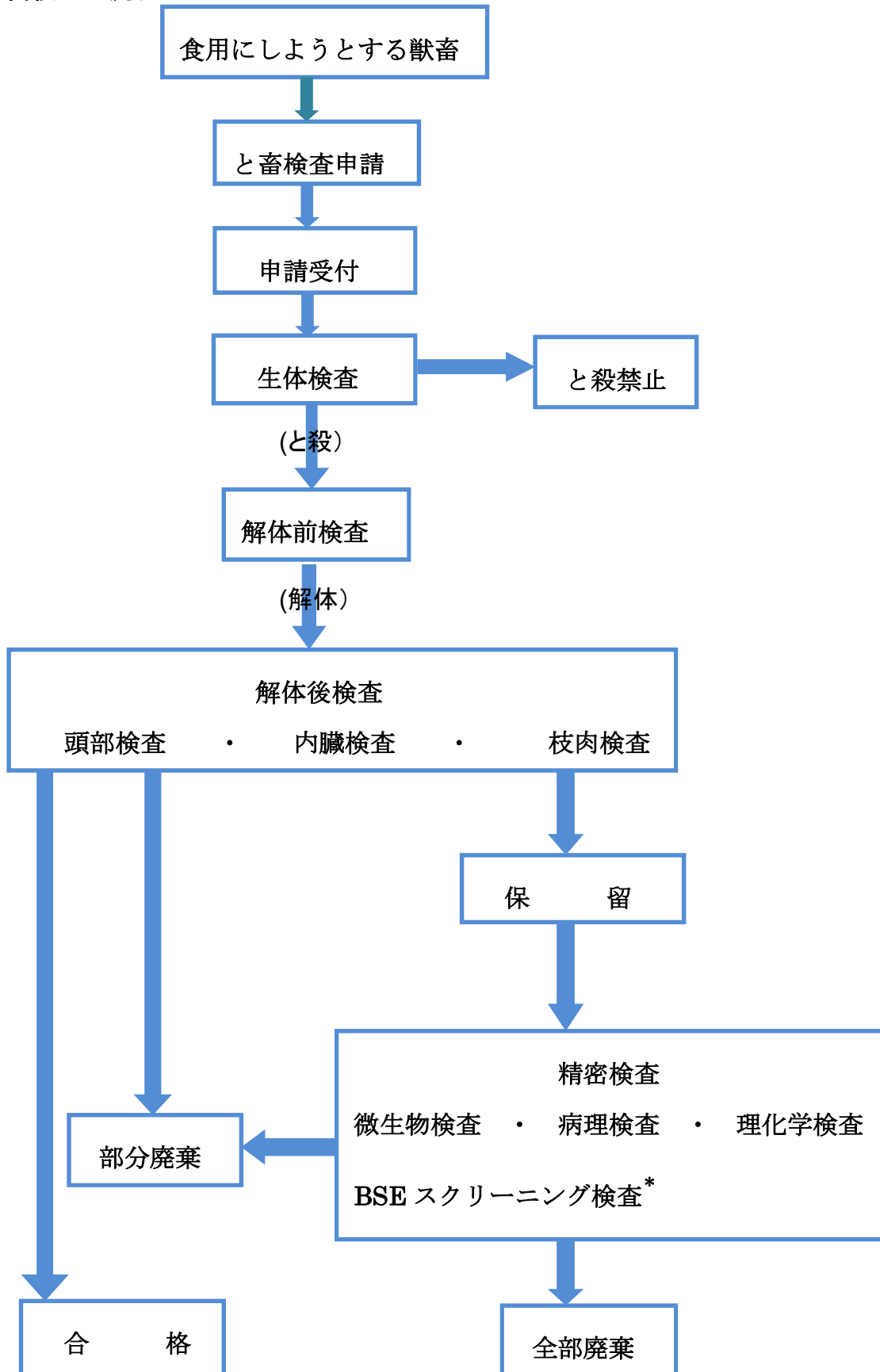
輸出食肉衛生証明手数料:一通につき 370 円に、証明した頭数一頭につき 10 円を加算した額

(2) 歳出

科 目	決算額（円）
共 済 費	475,651
報 償 費	14,685
旅 費	308,959
需 用 費	4,489,695
役 務 費	591,537
委 託 費	2,070,959
使 用 料 お よ び 賃 借 料	7,750
備 品 購 入 費	971,080
負 担 金 補 助 お よ び 交 付 金	50,000
計	8,980,316

Ⅱ. と畜検査

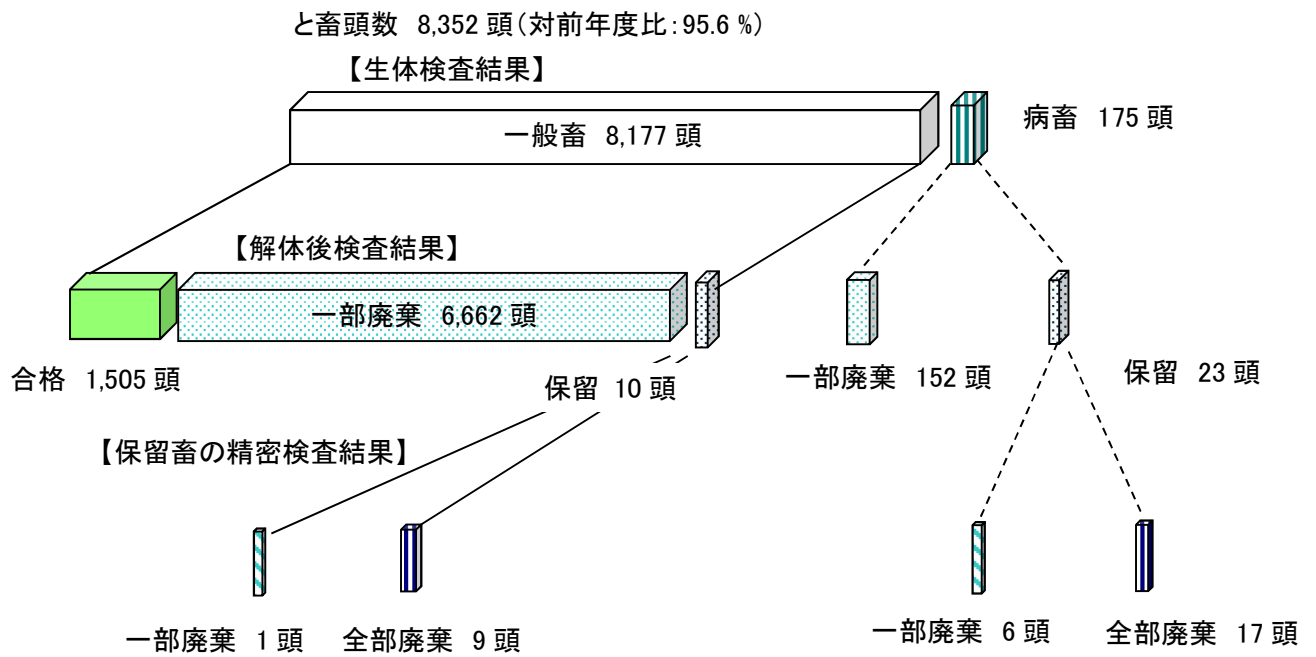
1. と畜検査の流れ



* 神経症状を示す 24 か月齢以上の牛の場合

2. と畜頭数

・牛 (単位:頭)



・豚

令和2年度より滋賀食肉センターにおける豚のと畜は廃止されました。

3. と畜検査状況

(1) 月別と畜頭数

ア 令和3年度 月別と畜頭数

月別・獣畜別頭数（含病畜）

（頭）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大動物	牛	768	528	635	821	504	604	712	1070	909	572	576	651	8,350
	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	768	528	635	821	504	604	712	1070	909	572	576	651	8,350
小動物	豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	とく	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計		769	528	635	822	504	604	712	1070	909	572	576	651	8,352

イ と畜頭数の推移

年度別・獣畜別頭数

（頭）

動物種	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
牛	8,663	8,673	8,393	7,977	8,055	8,389	8,338	8,735	8,350
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	5,290	6,947	6,459	6,734	4,517	1,875	2,100	0	0
とく	1	2	1	2	4	3	1	2	2
めん羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	13,954	15,622	14,853	14,713	12,576	10,267	10,439	8,737	8,352

(2) と畜場外と畜頭数：平成8年度以降0頭

(3) 病畜と畜頭数

ア 令和3年度 病畜と畜頭数

月別・獣畜別・時間別頭数

（頭）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
勤務時間内	牛	9	9	12	11	13	17	12	11	11	9	11	10	135
	とく	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10	9	12	11	13	17	12	11	11	9	11	10	136
勤務時間外	牛	5	3	2	9	2	3	0	5	3	0	2	5	39
	とく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	3	2	9	2	3	0	5	3	0	2	5	39

イ 病畜と畜頭数の推移

年度別・獣畜別・時間別頭数

(頭)

		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
勤務時間内	牛	123	164	157	155	159	147	160	172	135
	とく	1	2	1	1	3	2	1	2	1
	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	124	166	158	156	162	149	161	174	136
勤務時間外	牛	38	38	41	30	43	48	40	46	39
	とく	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	38	38	41	30	43	48	40	46	39
合計	162	204	199	186	205	197	201	220	175	

ウ 病畜検査後の診断

(頭)

診断名	延べ数	診断名	延べ数
牛伝染性リンパ腫 (牛白血病)	7	胃腸炎	6
敗血症	3	腸炎	7
膿毒症	1	鼓脹症	2
尿毒症	6	肝炎	14
高度の黄疸	1	肝膿瘍	6
軽度の黄疸	1	胆管炎	1
筋炎	7	乳房炎	1
腹膜炎	3	股関節異常	1
出血性炎	9	化膿性腎炎	1
関節炎	25	尿石症	5
股関節脱臼	9	腎炎	2
骨折	8	脂肪壊死症	7
筋断裂	4	咽頭炎	1
筋損傷	4	心外膜炎	1
筋膿瘍	1	後肢外傷	1
中度の水腫	1	熱中症	1
軽度の水腫	5	頸部腫瘤	1
肺炎	27	包皮炎	1
化膿性肺炎	12	奇形	1
胸膜性肺炎	1	蹄葉炎	1

※複数の診断名がつく病畜があるため、延べ数で算出している。

エ 保留獣畜の措置

牛 (頭)

	全部廃棄	一部廃棄
疑牛伝染性リンパ腫 (牛白血病)	13	0
疑敗血症	3	2
疑尿毒症	8	4
疑高度の水腫	0	1
疑膿毒症	2	0
計	26	7

(4) 令和3年度 獣畜のと殺解体禁止または廃棄したものの原因

原因別の廃棄頭数

(頭)

			牛			とく		
とさつ頭数			8,350			2		
			禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分実頭数			0	26	6,820	0	0	2
疾病別頭数	細菌病	破傷風	0	0	0	0	0	0
		放線菌病	0	0	4	0	0	0
		その他	0	0	1	0	0	0
	寄生虫病	ジストマ病	0	0	26	0	0	0
		その他	0	0	1	0	0	0
	その他の疾病	膿毒症	0	2	0	0	0	0
		敗血症	0	3	0	0	0	0
		尿毒症	0	8	0	0	0	0
		黄疸	0	0	0	0	0	0
		水腫	0	0	178	0	0	0
		腫瘍	0	0	4	0	0	0
		中毒諸症	0	0	0	0	0	0
		炎症又は炎症産物による汚染	0	0	5,854	0	0	2
		変性又は萎縮	0	0	2,612	0	0	0
その他	0	13	694	0	0	1		
計			0	26	9,374	0	0	3

(5) 年度別・獣畜別 全部廃棄理由の推移

(頭)

獣畜		平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
牛	膿毒症	0	0	2	0	0	0	0	1	2
	敗血症	4	3	1	5	2	5	4	10	3
	尿毒症	6	0	1	3	1	5	4	7	8
	高度の黄疸	1	3	1	0	2	2	2	1	0
	高度の水腫	0	0	0	0	0	1	1	1	0
	牛伝染性リンパ腫 (牛白血病)	3	11	9	6	7	14	13	18	13
	全身の炎症産物 による汚染	0	0	1	0	0	0	0	0	0
豚	膿毒症	8	5	3	6	4	1	0		
	敗血症	2	0	0	1	0	0	0		
	白血病	0	0	0	0	0	0	0		
	全身性腫瘍	0	0	0	0	0	0	0		
	全身性炎症	0	0	0	0	0	0	0		
	豚丹毒	0	0	0	0	0	0	0		
計		24	22	18	21	16	28	24	38	26

4. 輸出牛肉検査

各輸出国の取扱要綱等に基づき、食肉検査および輸出証明書発行事務を行った。

なお、現在の輸出認定国は次のとおり。

(1) 輸出認定国一覧

輸出国	認定日
マカオ	2009年9月7日
タイ	2009年11月24日
シンガポール	2010年9月24日
フィリピン	2014年5月16日
ベトナム	2014年9月8日
ミャンマー	2015年12月3日
台湾	2017年9月22日

(2) 輸出実績(kg)

年度	合計	シンガポール	マカオ	タイ	フィリピン	ミャンマー	ベトナム	台湾
令和 3	64,629	17,705	480	16,315	1,895	0	182	28,052

※小数点以下は四捨五入

(3) 輸出国別牛肉量の推移

年度	マカオ			シンガポール			タイ		
	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)
平成 27	2	38	686	327	952	16,688	129	447	7,601
平成 28	1	3	47	301	1,121	20,002	192	533	8,925
平成 29	7	47	919	316	927	16,318	231	622	10,224
平成 30	6	46	911	381	1,703	28,943	234	1,007	18,035
令和 元	28	103	1,997	392	2,199	36,692	204	954	18,891
令和 2	16	51	957	160	948	12,795	156	674	12,606
令和 3	8	27	480	210	1,235	17,705	176	899	16,315

年度	フィリピン			ミャンマー			ベトナム		
	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)
平成 27	100	243	4,289	6	15	221	1	1	5
平成 28	66	199	3,477	17	39	662	0	0	0
平成 29	83	223	3,956	0	0	0	1	3	56
平成 30	75	222	3,974	0	0	0	6	41	593
令和 元	40	92	1,803	0	0	0	0	0	0
令和 2	29	68	1,204	0	0	0	1	3	58
令和 3	46	115	1,895	0	0	0	4	9	182

年度	台湾		
	頭数	パック数	重量(kg)
平成 27			
平成 28			
平成 29	191	1,703	26,754
平成 30	185	3,664	51,362
令和 元	110	1,204	19,722
令和 2	164	1,599	25,605
令和 3	206	1,743	28,052

年度	合計		
	頭数	パック数	重量(kg)
平成 27	565	1,696	29,489
平成 28	577	1,895	33,113
平成 29	829	3,525	58,226
平成 30	887	6,683	103,820
令和 元	774	4,552	79,104
令和 2	526	3,343	53,226
令和 3	650	4,028	64,629

Ⅲ. 試験検査・調査研究の概要

1. 牛海綿状脳症（BSE）に係る検査

24ヶ月齢以上で神経症状が疑われる牛についてBSEスクリーニング検査を実施した。

(単位：頭)

検査頭数	陽 性	疑陽性	陰 性
6	0	0	6

2. 保留獣畜に係る検査

【保留獣畜に係る精密検査の検体数】

検査部門	検査理由	検査頭数	検体数	検査件数
理化学	疑尿毒症	12	36	93
	疑高度の黄疸	1	2	4
病理	疑牛白血病	13	234	247
微生物	疑敗血症	8	112	224
	疑膿毒症			

3. 獣畜(保留獣畜を除く)に係る検査

(1) 微生物検査部門

事業内容	検査項目	実績検体数
と畜場における細菌汚染実態調査	一般生菌数、大腸菌群数、 腸内細菌科菌群数	205
食鳥処理場における細菌汚染実態調査	一般生菌数、大腸菌群数、 大腸菌数、カンピロバクター、 サルモネラ	100
と畜場における微生物制御のモニタリング	腸管出血性大腸菌O157、A T P	195

(2) 病理検査部門

臓器に炎症像、変性像等が認められたものについて病理組織学的検査を行った。

事業内容	動物種	検査頭数	検査件数※
と畜検査における疾病診断にかかる病理検査	牛	19	21

※検査に供した臓器等の数

(3) 理化学検査部門

事業内容	動物種	検査頭数	検査件数	検査結果
残留動物用医薬品検査	牛	22	66	不検出
	鶏	5	5	不検出

(注：不検出は定量限界値未満を示す。)

IV.外部検証および監視指導の概要

1. と畜場および関連施設

年間を通じて、外部検証として滋賀食肉センターの衛生マニュアル、衛生標準作業手順書(SSOP)および HACCP プランの確認ならびにと畜場の衛生管理の実施状況の確認を実施した。

また、牛肉の輸出認定された各国の輸出牛肉の取扱要綱について要件の遵守状況についても検証した。

(1)外部検証実施状況(現場検査)

施設等	実施回数	頻度
牛解体	189	開場日ごと
部分肉加工室	202	作業実施日ごと

(2)内部検証実施状況等の確認(記録検査)

年4回実施(6月、9月、12月、3月)

(3)衛生的な枝肉等の取扱(微生物検査)

月1回実施

(4)と畜作業員等への研修

年月日	研修会の内容
令和3年9月15日	枝肉出庫場 ATP 拭き取り検査結果について
令和3年9月30日	部分肉加工室 ATP 拭き取り検査結果について
令和3年10月15日	器具の ATP 拭き取り検査結果について
合計	3回、37人参加

2. 食鳥処理施設等

年間を通じて、食鳥処理場および併設する食品衛生施設（以下「食鳥処理場等」という。）の施設および設備の衛生点検を行った。また、食鳥処理施設等で実施されるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の指導、食鳥肉の生食に係る啓発用リーフレット等の配布を行った。

(1) 監視指導状況等

■施設数※、監視件数および処理羽数（※令和4年3月31日現在）

保健所別	施設数	監視件数	処理羽数
草津	7	6	52,768
甲賀	7	12	307,623
東近江	7	5	11,524
彦根	6	7	16,181
長浜	5	3	1,666
高島	3	3	60,211
計	35	36	449,973

(2) 食鳥処理衛生管理者研修会等

10月の食肉衛生月間に合わせて、食鳥処理衛生管理者に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律やカンピロバクター食中毒発生状況等についての啓発資料を配布した。

V. 研 修 等

1. と畜検査員技術研修会

実施なし

2. 研修・会議等参加状況（令和3年度）

実施月日	研修会等の名称	参加者数
令和3年6月	全食検協近畿ブロック所長会（※1）	
令和3年7月	全食検協所長会・全国大会（※1）	
令和3年8月30日～ 9月3日	近畿食品衛生監視員研修会（※1）	
令和3年10月	全食検協近畿ブロック微生物検査担当者会議（※1）	
令和3年10月	全食検協近畿ブロック会議・技術研修会（※1、2）	
令和3年10月1日	全食検協微生物部会総会・研修会（※1、2）	
令和3年10月	全食検協理化学部会総会・研修会（※1、2）	
令和3年10月28日～ 11月4日	全食検協病理研修会（※2）	
令和3年11月5日	全食検協病理部会総会（※1）	
令和3年11月24日～ 26日	全食監協研修会（※2）	
令和4年2月	全食検協近畿ブロック理化学担当者会議（※1）	
令和4年2月	全食検協近畿ブロック病理担当者会議（※1）	
令和4年2月	全食検協近畿ブロック所長会（※1）	
令和4年1月25日～ 27日	厚労省全国食肉・食鳥肉衛生技術研修会（※2）	
合計		3人

※1：書面開催

※2：バーチャルフォーラム形式で開催

3. 消費者に対する講習会、意見交換会の実施状況

(1) 当所主催

実施月日	研修会等の名称
令和3年12月8日	令和3年度食の安全・安心に関する意見交換会
合計	1回、43人参加

(2) 他機関主催による講師派遣

なし

VI. 調査研究報告

1. 調査研究報告の概要

年月日	演題名	発表者	学会・研修名	開催場所
令和4年 2月20日	牛の肝臓および腎臓に 見られた嚢胞性病変	金谷 安利	第27回滋賀県獣医学会	書面開催

2. 調査研究の抄録

抄録については、当所ホームページの調査研究のページ参照。